

令和6年3月7日

弁護士 山中 理司 様

大阪市都市整備局
住宅部管理課
(担当:池田、花野)
電話:06-6208-9369

送付書

令和6年2月26日に請求がありました情報提供について、「委任契約書」コピーを送付いたします。

公 開 請 求 書

1716

令和6年2月26日(二年目)

大阪市長 殿 (送付先: 大阪市総務局行政課 (情報公開グループ))
(FAX: 06-6227-4033)

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階
林弘法律事務所 弁護士山中理司
電話: 06-6364-8525
FAX: 06-6364-4816

大阪市情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求する公文書の件名又は内容	訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に基づき、大阪市が令和5年中に訴訟代理人弁護士との協議が完了した結果を記載した文書(弁護士費用の算定理由が書いてある文書)→	
公開の実施方法の区分	1 文書又は図画の場合	訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に基づき大阪市が弁護士報酬を支払った案件(令和5年度中に訴訟代理人弁護士との協議が完了したもの)に係る弁護士報酬の算定理由が記載されている文書
	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 両面印刷を希望 <input checked="" type="checkbox"/> 片面印刷を希望	
	2 電磁的記録の場合	
	ア 閲覧に準ずる方法 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの聴取又は視聴 イ 写しの交付に準ずる方法 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> フロッピーディスクに複写したものの交付 <input type="checkbox"/> 光ディスクに複写したものの交付 <input type="checkbox"/> 録音テープに複写したものの交付 <input type="checkbox"/> ビデオテープに複写したものの交付	
	3 実施場所等の希望	
	<input type="checkbox"/> 市民相談室会議室での公開 <input type="checkbox"/> 担当局・区が指定する会議室等での公開 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送	
※担当	(電話番号)	

- 注 1 各欄に必要な事項を記入し、又は該当する□にレを付けてください。
 2 ※印の欄については、記入しないでください。
 3 電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付に限らせていただく場合があります。
 4 「担当局・区が指定する会議室等での公開」とは、市役所本庁舎以外に主たる事務所がある局又は区が公開の担当である場合に、その主たる事務所又は区役所庁舎内の会議室等で行う公開をいいます。ただし、公開の担当が市役所本庁舎に主たる事務所がある局である場合は、市民相談室会議室での公開となります。

委任契約書

(委任事項及び委任の範囲)

第1条 大阪市（以下「委任者」という。）は、弁護士 寺島正作（以下「受任者」という。）に対し、次の事件（以下「本件事件」という。）の処理を委任し、受任者はこれを受任する。

相手方 第2条各号及び第3条各号に掲げる者（委任者が別に指定する者に限る。）

裁判所 大阪地方裁判所

事件名 大阪市営住宅明渡等請求事件、附帯駐車場明渡等請求事件

委任事項 占有移転禁止の仮処分命令申立、訴訟行為及び和解、放棄、認諾、取下、控訴、上告、上告受理申立、抗告及びその取下、反訴の提起、担保保証の供託、同取消決定の申立、同取消決定に対する抗告権放棄、取消の申立に対する同意、権利行使催告の申立、供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領、弁済金物受領、債権届出、債権者集会債権者調査会出席、調停申立及び調停行為、保管金納入及び受領、復代理人選任の件、民事訴訟法第360条による異議の取下及びその同意、送達証明書及び執行文付与申立

2 委任者は、受任者に対し、相手方を特定して個別案件に関する訴訟業務を委任する。この場合、委任者は受任者に対し別に定める訴訟委任状を交付する。

（事件の表示）

第2条 受任者に処理を委任する市営住宅明渡等請求事件は次に掲げる者に対する訴訟等とする。

- (1) 長期間にわたって市営住宅の家賃を滞納している者
- (2) 市営住宅を名義変更の承認を受けることなく占有する者
- (3) 市営住宅の不正使用者及びその住宅の名義人（住宅返還届を提出した者及び死亡した者を除く）
- (4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）所定の収入基準を超えている者

第3条 受任者に処理を委任する附帯駐車場明渡等請求事件は次に掲げる者に対する訴訟等とする。

- (1) 長期間にわたって附帯駐車場の使用料を滞納している者

- (2) 附帯駐車場を名義変更の承認を受けることなく占有する者
- (3) 附帯駐車場の不正使用者及びその附帯駐車場の名義人(駐車場返還届を提出した者及び死亡した者を除く)
- (4) 附帯駐車場の使用資格を失った者

(着手金の金額)

第4条 第2条第1号又は第2号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき5万円とする。

- 2 第2条第3号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき10万円とする。
- 3 第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき5万円とする。
- 4 第2条第1号又は第2号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき8万円とする。
- 5 第2条第3号又は第4号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき13万円とする。

(謝金の金額)

第5条 第2条第1号又は第2号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円とする。ただし、事件が取下げにより終了した場合又は委任者が敗訴した場合は、謝金を支払わない(以下次項から第6項までにおいて同じ。)。

- 2 第2条第3号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき10万円とする。ただし、訴訟期日の回数が3回を超え、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に10万円を限度として加算した額とすることができる。
- 3 第3条第1号、第2号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円とする。
- 4 第3条第3号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円とする。ただし、

訴訟期日の回数が3回を超え、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に6万円を限度として加算した額とすることができる。

5 第2条第1号又は第2号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき9万円とする。

6 第2条第3号又は第4号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき13万円とする。ただし、訴訟期日の回数が3回を超え、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に13万円を限度として加算した額とすることができる。

(控訴事件等の着手金及び謝金の金額)

第6条 控訴事件又は上告事件については、第1審に係る着手金及び謝金とは別に第4条及び前条に規定する着手金及び謝金を支払うものとする。

2 本件事件の反訴に対する応訴に係る着手金及び謝金は支払わない。

(仮処分命令申立)

第7条 仮処分命令申立に係る着手金は、支払わない。

2 仮処分命令申立に係る謝金は、当該仮処分命令が発せられたことをもって支払うこととし、1件につき5万円とする。

(着手金及び謝金並びに相談費用の支払)

第8条 受任者は、着手金及び謝金並びに相談費用について2か月ごとに事件を取りまとめ、委任者に請求しなければならない。

2 委任者は、受任者から前項に係る請求があった場合、源泉徴収を行ったうえ、30日以内に受任者の指定口座に振り込む方法で支払うものとする。

(執行文付与申立)

第9条 執行文付与申立、判決送達証明書及び確定証明書交付申請は、訴訟手続きの一環として取り扱うものとし、着手金及び謝金は支払わない。

(実費精算)

第10条 郵券に係る費用は着手金に含むものとする。

- 2 訴状貼用印紙代、執行官送達費用、裁判所予納金等の訴訟に係る全ての実費については、受任者において立替え、第8条第1項により委任者に請求し、委任者は同条第2項により受任者に支払わなければならない。
- 3 交通費は、特別の事情により委任者が認めるものを除き支払わない。

(和解及び調停)

第11条 和解の交渉は、委任者が別に定める処理基準所定の条件内で行うものとする。

- 2 事件が職権により調停に移行した場合は、和解に準じて処理するものとする。

(その他)

第12条 受任者は、仮処分命令申立及び明渡等請求訴訟提起後、遅滞なく事件番号等を委任者に報告するほか、委任者と必要な連絡措置を行うこととする。

(法律相談)

第13条 委任者は、市営住宅及び附帯駐車場の明渡等請求訴訟に係る法律的疑問点が生じた場合、書面にて受任者に相談し、受任者は委任者に対し書面にて見解を回答する。ただし、個別訴訟案件に関する事前相談は、着手金に含むものとする。

- 2 前項の場合の相談費用は、受任者が要した検討時間1時間あたり1万円（1時間未満の端数がある場合は、分単位とする。）とする。

(消費税)

第14条 本委任契約書に記載の金額については、すべて消費税を含まない金額とする。

(補則)

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委任者と受任者が協議の上決定するものとする。

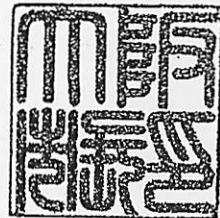
この契約締結を証するため、本証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

以上

令和5年4月1日

委任者 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市 代表者大阪市長 松井 一郎



受任者 大阪府守口市河原町10-15 トーキティ守口A棟227号

守口法律事務所

弁護士 寺島 正作



委任契約書

(委任事項及び委任の範囲)

第1条 大阪市（以下「委任者」という。）は、弁護士 寺島正作（以下「受任者」という。）に対し、相続財産管理人選任申立の処理を委任し、受任者はこれを受任する。

2 委任者は、受任者に対し、被相続人を特定して個別案件に関する相続財産管理人選任申立業務を委任する。この場合、委任者は受任者に対し別に定める委任状を交付する。

(着手金の金額)

第2条 相続財産管理人選任申立に係る着手金は、1件につき5万円（消費税を除く。）とする。

2 相続財産管理人選任申立に係る着手金は、当該管理人選任通知が発せられたことをもって支払うものとする。

(着手金の支払)

第3条 受任者は、前条第2項により委任者に対し着手金の支払いを請求する。

2 委任者は、受任者から前項に係る請求があった場合、源泉徴収を行ったうえ、30日以内に受任者の指定口座に振り込む方法で支払うものとする。

(実費精算)

第4条 申立書貼用印紙代及び官報公告料（家事予納金が発生する場合を除く。）の実費については、受任者において立替え、前条第1項により委任者に請求し、委任者は前条第2項により受任者に支払わなければならない。

2 受任者は、相続財産管理人選任申立事件に係る家事予納金（官報公告料を除く。）が発生する場合、その内容を委任者に通知し、委任者は受任者に対し家事予納金を支払い、受任者において家事予納金を裁判所に納付する。

3 還付金が発生した場合、受任者において還付金を受領のうえ、委任者に還付金を支払う。

4 裁判所予納郵券代は、着手金に含むものとする。

5 交通費は、特別の事情により委任者が認めるものを除き支払わない。

(補則)

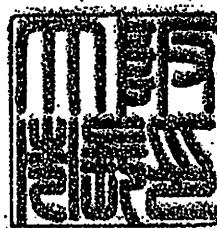
第5条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委任者と受任者が協議の上決定するものとする。

この契約締結を証するため、本証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和5年4月1日

委任者 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市 代表者大阪市長 松井 一郎



受任者 大阪府守口市河原町10-15 トーキティ守口A棟227号

守口法律事務所

弁護士 寺島 正作



委任契約書

(委任事項及び委任の範囲)

第1条 大阪市（以下「委任者」という。）は、弁護士 奥村涼太（以下「受任者」という。）に対し、次の事件（以下「本件事件」という。）の処理を委任し、受任者はこれを受任する。

相手方 第2条各号及び第3条各号に掲げる者（委任者が別に指定する者に限る。）

裁判所 大阪地方裁判所

事件名 大阪市営住宅明渡等請求事件、附帯駐車場明渡等請求事件

委任事項 占有移転禁止の仮処分命令申立、訴訟行為及び和解、放棄、認諾、取下、控訴、上告、上告受理申立、抗告及びその取下、反訴の提起、担保保証の供託、同取消決定の申立、同取消決定に対する抗告権放棄、取消の申立に対する同意、権利行使催告の申立、供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領、弁済金物受領、債権届出、債権者集会債権者調査会出席、調停申立及び調停行為、保管金納入及び受領、復代理人選任の件、民事訴訟法第360条による異議の取下及びその同意、送達証明書及び執行文付与申立

2 委任者は、受任者に対し、相手方を特定して個別案件に関する訴訟業務を委任する。
この場合、委任者は受任者に対し別に定める訴訟委任状を交付する。

（事件の表示）

第2条 受任者に処理を委任する市営住宅明渡等請求事件は次に掲げる者に対する訴訟等とする。

- (1) 長期間にわたって市営住宅の家賃を滞納している者
- (2) 市営住宅を名義変更の承認を受けることなく占有する者
- (3) 市営住宅の不正使用者及びその住宅の名義人（住宅返還届を提出した者及び死亡した者を除く）
- (4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）所定の収入基準を超えている者

第3条 受任者に処理を委任する附帯駐車場明渡等請求事件は次に掲げる者に対する訴訟等とする。

- (1) 長期間にわたって附帯駐車場の使用料を滞納している者

- (2) 附帯駐車場を名義変更の承認を受けることなく占有する者
- (3) 附帯駐車場の不正使用者及びその附帯駐車場の名義人(駐車場返還届を提出した者及び死亡した者を除く)
- (4) 附帯駐車場の使用資格を失った者

(着手金の金額)

第4条 第2条第1号又は第2号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき5万円とする。

2 第2条第3号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき10万円とする。

3 第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき5万円とする。

4 第2条第1号又は第2号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき8万円とする。

5 第2条第3号又は第4号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき13万円とする。



(謝金の金額)

第5条 第2条第1号又は第2号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円とする。ただし、事件が取下げにより終了した場合又は委任者が敗訴した場合は、謝金を支払わない(以下次項から第6項までにおいて同じ。)。

2 第2条第3号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき10万円とする。ただし、訴訟期日の回数が3回を超え、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に10万円を限度として加算した額とすることができる。

3 第3条第1号、第2号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円とする。

4 第3条第3号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円とする。ただし、

訴訟期日の回数が3回を超える場合、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に6万円を限度として加算した額とすることができる。

5 第2条第1号又は第2号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき9万円とする。

6 第2条第3号又は第4号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき13万円とする。ただし、訴訟期日の回数が3回を超える場合、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に13万円を限度として加算した額とすることができる。

(控訴事件等の着手金及び謝金の金額)

第6条 控訴事件又は上告事件については、第1審に係る着手金及び謝金とは別に第4条及び前条に規定する着手金及び謝金を支払うものとする。

2 本件事件の反訴に対する応訴に係る着手金及び謝金は支払わない。

(仮処分命令申立)

第7条 仮処分命令申立に係る着手金は、支払わない。

2 仮処分命令申立に係る謝金は、当該仮処分命令が発せられたことをもって支払うこととし、1件につき5万円とする。

(着手金及び謝金並びに相談費用の支払)

第8条 受任者は、着手金及び謝金並びに相談費用について2か月ごとに事件を取りまとめ、委任者に請求しなければならない。

2 委任者は、受任者から前項に係る請求があった場合、源泉徴収を行ったうえ、30日以内に受任者の指定口座に振り込む方法で支払うものとする。

(執行文付与申立)

第9条 執行文付与申立、判決送達証明書及び確定証明書交付申請は、訴訟手続きの一環として取り扱うものとし、着手金及び謝金は支払わない。

(実費精算)

第10条 郵券に係る費用は着手金に含むものとする。

- 2 訴状貼用印紙代、執行官送達費用、裁判所予納金等の訴訟に係る全ての実費については、受任者において立替え、第8条第1項により委任者に請求し、委任者は同条第2項により受任者に支払わなければならない。
- 3 交通費は、特別の事情により委任者が認めるものを除き支払わない。

(和解及び調停)

第11条 和解の交渉は、委任者が別に定める処理基準所定の条件内で行うものとする。

- 2 事件が職権により調停に移行した場合は、和解に準じて処理するものとする。

(その他)

第12条 受任者は、仮処分命令申立及び明渡等請求訴訟提起後、遅滞なく事件番号等を委任者に報告するほか、委任者と必要な連絡措置を行うこととする。

(法律相談)

第13条 委任者は、市営住宅及び附帯駐車場の明渡等請求訴訟に係る法律的疑問点が生じた場合、書面にて受任者に相談し、受任者は委任者に対し書面にて見解を回答する。ただし、個別訴訟案件に関する事前相談は、着手金に含むものとする。

- 2 前項の場合の相談費用は、受任者が要した検討時間1時間あたり1万円（1時間未満の端数がある場合は、分単位とする。）とする。

(消費税)

第14条 本委任契約書に記載の金額については、すべて消費税を含まない金額とする。

(補則)

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委任者と受任者が協議の上決定するものとする。

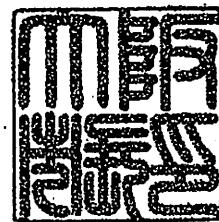
この契約締結を証するため、本証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

以上

令和5年4月1日

委任者 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市 代表者大阪市長 松井 一郎



受任者 大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル13階

弁護士法人宮崎総合法律事務所

弁護士 奥村 涼太



委任契約書

(委任事項及び委任の範囲)

第1条 大阪市(以下「委任者」という。)は、弁護士 奥村涼太(以下「受任者」という。)に対し、相続財産管理人選任申立の処理を委任し、受任者はこれを受任する。

2 委任者は、受任者に対し、被相続人を特定して個別案件に関する相続財産管理人選任申立業務を委任する。この場合、委任者は受任者に対し別に定める委任状を交付する。

(着手金の金額)

第2条 相続財産管理人選任申立に係る着手金は、1件につき5万円(消費税を除く。)とする。

2 相続財産管理人選任申立に係る着手金は、当該管理人選任通知が発せられたことをもって支払うものとする。

(着手金の支払)

第3条 受任者は、前条第2項により委任者に対し着手金の支払いを請求する。

2 委任者は、受任者から前項に係る請求があった場合、源泉徴収を行ったうえ、30日以内に受任者の指定口座に振り込む方法で支払うものとする。

(実費精算)

第4条 申立書貼用印紙代及び官報公告料(家事予納金が発生する場合を除く。)の実費については、受任者において立替え、前条第1項により委任者に請求し、委任者は前条第2項により受任者に支払わなければならない。

2 受任者は、相続財産管理人選任申立事件に係る家事予納金(官報公告料を除く。)が発生する場合、その内容を委任者に通知し、委任者は受任者に対し家事予納金を支払い、受任者において家事予納金を裁判所に納付する。

3 還付金が発生した場合、受任者において還付金を受領のうえ、委任者に還付金を支払う。

4 裁判所予納郵券代は、着手金に含むものとする。

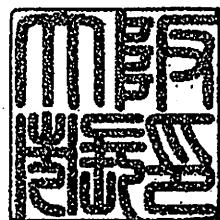
5 交通費は、特別の事情により委任者が認めるものを除き支払わない。

(補則)

第5条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委任者と受任者が協議の上決定するものとする。

この契約締結を証するため、本証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和5年4月1日



委任者 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市 代表者大阪市長 松井 一郎

受任者 大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル13階
弁護士法人宮崎綜合法律事務所
弁護士 奥村 涼太



委任契約書

(委任事項及び委任の範囲)

第1条 大阪市（以下「委任者」という。）は、弁護士 阪口博教（以下「受任者」という。）に対し、次の事件（以下「本件事件」という。）の処理を委任し、受任者はこれを受任する。

相手方 第2条各号及び第3条各号に掲げる者（委任者が別に指定する者に限る。）

裁判所 大阪地方裁判所

事件名 大阪市営住宅明渡等請求事件、附帯駐車場明渡等請求事件

委任事項 占有移転禁止の仮処分命令申立、訴訟行為及び和解、放棄、認諾、取下、控訴、上告、上告受理申立、抗告及びその取下、反訴の提起、担保保証の供託、同取消決定の申立、同取消決定に対する抗告権放棄、取消の申立に対する同意、権利行使催告の申立、供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領、弁済金物受領、債権届出、債権者集会債権者調査会出席、調停申立及び調停行為、保管金納入及び受領、復代理人選任の件、民事訴訟法第360条による異議の取下及びその同意、送達証明書及び執行文付与申立

2 委任者は、受任者に対し、相手方を特定して個別案件に関する訴訟業務を委任する。

この場合、委任者は受任者に対し別に定める訴訟委任状を交付する。

（事件の表示）

第2条 受任者に処理を委任する市営住宅明渡等請求事件は次に掲げる者に対する訴訟等とする。

- (1) 長期間にわたって市営住宅の家賃を滞納している者
- (2) 市営住宅を名義変更の承認を受けることなく占有する者
- (3) 市営住宅の不正使用者及びその住宅の名義人（住宅返還届を提出した者及び死亡した者を除く）
- (4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）所定の収入基準を超えている者

第3条 受任者に処理を委任する附帯駐車場明渡等請求事件は次に掲げる者に対する訴訟等とする。

- (1) 長期間にわたって附帯駐車場の使用料を滞納している者

- (2) 附帯駐車場を名義変更の承認を受けることなく占有する者
- (3) 附帯駐車場の不正使用者及びその附帯駐車場の名義人(駐車場返還届を提出した者及び死亡した者を除く)
- (4) 附帯駐車場の使用資格を失った者

(着手金の金額)

第4条 第2条第1号又は第2号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき5万円とする。

2 第2条第3号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき10万円とする。

3 第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき5万円とする。

4 第2条第1号又は第2号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき8万円とする。

5 第2条第3号又は第4号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき13万円とする。

(謝金の金額)

第5条 第2条第1号又は第2号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円とする。ただし、事件が取下げにより終了した場合又は委任者が敗訴した場合は、謝金を支払わない(以下次項から第6項までにおいて同じ。)。

2 第2条第3号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき10万円とする。ただし、訴訟期日の回数が3回を超え、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に10万円を限度として加算した額とすることができる。

3 第3条第1号、第2号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円とする。

4 第3条第3号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円とする。ただし、

訴訟期日の回数が3回を超え、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に6万円を限度として加算した額とすることができる。

5 第2条第1号又は第2号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき9万円とする。

6 第2条第3号又は第4号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき13万円とする。ただし、訴訟期日の回数が3回を超え、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に13万円を限度として加算した額とすることができる。

(控訴事件等の着手金及び謝金の金額)

第6条 控訴事件又は上告事件については、第1審に係る着手金及び謝金とは別に第4条及び前条に規定する着手金及び謝金を支払うものとする。

2 本件事件の反訴に対する応訴に係る着手金及び謝金は支払わない。

(仮処分命令申立)

第7条 仮処分命令申立に係る着手金は、支払わない。

2 仮処分命令申立に係る謝金は、当該仮処分命令が発せられたことをもって支払うこととし、1件につき5万円とする。

(着手金及び謝金並びに相談費用の支払)

第8条 受任者は、着手金及び謝金並びに相談費用について2か月ごとに事件を取りまとめ、委任者に請求しなければならない。

2 委任者は、受任者から前項に係る請求があった場合、源泉徴収を行ったうえ、30日以内に受任者の指定口座に振り込む方法で支払うものとする。

(執行文付与申立)

第9条 執行文付与申立、判決送達証明書及び確定証明書交付申請は、訴訟手続きの一環として取り扱うものとし、着手金及び謝金は支払わない。

(実費精算)

- 第10条 郵券に係る費用は着手金に含むものとする。
- 2 訴状貼用印紙代、執行官送達費用、裁判所予納金等の訴訟に係る全ての実費については、受任者において立替え、第8条第1項により委任者に請求し、委任者は同条第2項により受任者に支払わなければならない。
 - 3 交通費は、特別の事情により委任者が認めるものを除き支払わない。

(和解及び調停)

- 第11条 和解の交渉は、委任者が別に定める処理基準所定の条件内で行うものとする。
- 2 事件が職権により調停に移行した場合は、和解に準じて処理するものとする。

(その他)

- 第12条 受任者は、仮処分命令申立及び明渡等請求訴訟提起後、遅滞なく事件番号等を委任者に報告するほか、委任者と必要な連絡措置を行うこととする。

(法律相談)

- 第13条 委任者は、市営住宅及び附帯駐車場の明渡等請求訴訟に係る法律的疑問点が生じた場合、書面にて受任者に相談し、受任者は委任者に対し書面にて見解を回答する。ただし、個別訴訟案件に関する事前相談は、着手金に含むものとする。
- 2 前項の場合の相談費用は、受任者が要した検討時間1時間あたり1万円（1時間未満の端数がある場合は、分単位とする。）とする。

(消費税)

- 第14条 本委任契約書に記載の金額については、すべて消費税を含まない金額とする。

(補則)

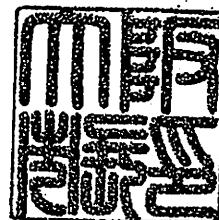
- 第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委任者と受任者が協議の上決定するものとする。

この契約締結を証するため、本証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

以上

令和5年4月1日

委任者 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市 代表者大阪市長 松井 一郎



受任者 大阪市中央区北浜3-2-24
北沢ビル502-B
阪口綜合法律事務所
弁護士 阪口 博教



委任契約書

(委任事項及び委任の範囲)

- 第1条 大阪市（以下「委任者」という。）は、弁護士 阪口博教（以下「受任者」という。）に対し、相続財産管理人選任申立の処理を委任し、受任者はこれを受任する。
- 2 委任者は、受任者に対し、被相続人を特定して個別案件に関する相続財産管理人選任申立業務を委任する。この場合、委任者は受任者に対し別に定める委任状を交付する。

(着手金の金額)

- 第2条 相続財産管理人選任申立に係る着手金は、1件につき5万円（消費税を除く。）とする。
- 2 相続財産管理人選任申立に係る着手金は、当該管理人選任通知が発せられたことをもって支払うものとする。

(着手金の支払)

- 第3条 受任者は、前条第2項により委任者に対し着手金の支払いを請求する。
- 2 委任者は、受任者から前項に係る請求があった場合、源泉徴収を行ったうえ、30日以内に受任者の指定口座に振り込む方法で支払うものとする。

(実費精算)

- 第4条 申立書貼用印紙代及び官報公告料（家事予納金が発生する場合を除く。）の実費については、受任者において立替え、前条第1項により委任者に請求し、委任者は前条第2項により受任者に支払わなければならない。
- 2 受任者は、相続財産管理人選任申立事件に係る家事予納金（官報公告料を除く。）が発生する場合、その内容を委任者に通知し、委任者は受任者に対し家事予納金を支払い、受任者において家事予納金を裁判所に納付する。
- 3 還付金が発生した場合、受任者において還付金を受領のうえ、委任者に還付金を支払う。
- 4 裁判所予納郵券代は、着手金に含むものとする。
- 5 交通費は、特別の事情により委任者が認めるものを除き支払わない。

(補則)

第5条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委任者と受任者が協議の上決定するものとする。

この契約締結を証するため、本証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和5年4月1日

委任者 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市 代表者大阪市長 松井 一郎



受任者 大阪市中央区北浜3-2-24 北沢ビル502-B
阪口綜合法律事務所
弁護士 阪口博教



委任契約書

(委任事項及び委任の範囲)

第1条 大阪市(以下「委任者」という。)は、弁護士 大内純(以下「受任者」という。)に対し、次の事件(以下「本件事件」という。)の処理を委任し、受任者はこれを受任する。

相手方 第2条各号及び第3条各号に掲げる者(委任者が別に指定する者に限る。)

裁判所 大阪地方裁判所

事件名 大阪市営住宅明渡等請求事件、附帯駐車場明渡等請求事件

委任事項 占有移転禁止の仮処分命令申立、訴訟行為及び和解、放棄、認諾、取下、控訴、上告、上告受理申立、抗告及びその取下、反訴の提起、担保保証の供託、同取消決定の申立、同取消決定に対する抗告権放棄、取消の申立に対する同意、権利行使催告の申立、供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領、弁済金物受領、債権届出、債権者集会債権者調査会出席、調停申立及び調停行為、保管金納入及び受領、復代理人選任の件、民事訴訟法第360条による異議の取下及びその同意、送達証明書及び執行文付与申立

2 委任者は、受任者に対し、相手方を特定して個別案件に関する訴訟業務を委任する。この場合、委任者は受任者に対し別に定める訴訟委任状を交付する。

(事件の表示)

第2条 受任者に処理を委任する市営住宅明渡等請求事件は次に掲げる者に対する訴訟等とする。

- (1) 長期間にわたって市営住宅の家賃を滞納している者
- (2) 市営住宅を名義変更の承認を受けることなく占有する者
- (3) 市営住宅の不正使用者及びその住宅の名義人(住宅返還届を提出した者及び死亡した者を除く。)
- (4) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)所定の収入基準を超えている者

第3条 受任者に処理を委任する附帯駐車場明渡等請求事件は次に掲げる者に対する訴訟等とする。

- (1) 長期間にわたって附帯駐車場の使用料を滞納している者

- (2) 附帯駐車場を名義変更の承認を受けることなく占有する者
- (3) 附帯駐車場の不正使用者及びその附帯駐車場の名義人(駐車場返還届を提出した者及び死亡した者を除く)
- (4) 附帯駐車場の使用資格を失った者

(着手金の金額)

- 第4条 第2条第1号又は第2号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、
1件につき5万円とする。
- 2 第2条第3号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件
につき10万円とする。
- 3 第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る着手金は、1件につき5万円
とする。
- 4 第2条第1号又は第2号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請
求訴訟に係る着手金は、1件につき8万円とする。
- 5 第2条第3号又は第4号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請
求訴訟に係る着手金は、1件につき13万円とする。

(謝金の金額)

- 第5条 第2条第1号又は第2号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事
件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円
とする。ただし、事件が取下げにより終了した場合又は委任者が敗訴した場合は、謝
金を支払わない(以下次項から第6項までにおいて同じ。)。
- 2 第2条第3号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が
判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき10万円とす
る。ただし、訴訟期日の回数が3回を超え、かつ要した労働力が通常の場合に比して
大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、
当該額に10万円を限度として加算した額とすることができる。
- 3 第3条第1号、第2号又は第4号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、
事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万
円とする。
- 4 第3条第3号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解
及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき6万円とする。ただし、

訴訟期日の回数が3回を超え、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に6万円を限度として加算した額とすることができる。

5 第2条第1号又は第2号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき9万円とする。

6 第2条第3号又は第4号に掲げる者及び第3条各号に掲げる者に対する明渡等請求訴訟に係る謝金は、事件が判決、和解及び調停のいずれにより終了したかにかかわらず、1件につき13万円とする。ただし、訴訟期日の回数が3回を超え、かつ要した労働力が通常の場合に比して大であると委任者が認める場合、その他委任者がこれにより難いと認める場合には、当該額に13万円を限度として加算した額とすることができる。

(控訴事件等の着手金及び謝金の金額)

第6条 控訴事件又は上告事件については、第1審に係る着手金及び謝金とは別に第4条及び前条に規定する着手金及び謝金を支払うものとする。

2 本件事件の反訴に対する応訴に係る着手金及び謝金は支払わない。

(仮処分命令申立)

第7条 仮処分命令申立に係る着手金は、支払わない。

2 仮処分命令申立に係る謝金は、当該仮処分命令が発せられたことをもって支払うこととし、1件につき5万円とする。

(着手金及び謝金並びに相談費用の支払)

第8条 受任者は、着手金及び謝金並びに相談費用について2か月ごとに事件を取りまとめ、委任者に請求しなければならない。

2 委任者は、受任者から前項に係る請求があった場合、源泉徴収を行ったうえ、30日以内に受任者の指定口座に振り込む方法で支払うものとする。

(執行文付与申立)

第9条 執行文付与申立、判決送達証明書及び確定証明書交付申請は、訴訟手続きの一環として取り扱うものとし、着手金及び謝金は支払わない。

(実費精算)

第10条 郵券に係る費用は着手金に含むものとする。

2 訴状貼用印紙代、執行官送達費用、裁判所予納金等の訴訟に係る全ての実費については、受任者において立替え、第8条第1項により委任者に請求し、委任者は同条第2項により受任者に支払わなければならない。

3 交通費は、特別の事情により委任者が認めるものを除き支払わない。

(和解及び調停)

第11条 和解の交渉は、委任者が別に定める処理基準所定の条件内で行うものとする。

2 事件が職権により調停に移行した場合は、和解に準じて処理するものとする。

(その他)

第12条 受任者は、仮処分命令申立及び明渡等請求訴訟提起後、遅滞なく事件番号等を委任者に報告するほか、委任者と必要な連絡措置を行うこととする。

(法律相談)

第13条 委任者は、市営住宅及び附帯駐車場の明渡等請求訴訟に係る法律的疑問点が生じた場合、書面にて受任者に相談し、受任者は委任者に対し書面にて見解を回答する。ただし、個別訴訟案件に関する事前相談は、着手金に含むものとする。

2 前項の場合の相談費用は、受任者が要した検討時間1時間あたり1万円（1時間未満の端数がある場合は、分単位とする。）とする。

(消費税)

第14条 本委任契約書に記載の金額については、すべて消費税を含まない金額とする。

(補則)

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委任者と受任者が協議の上決定するものとする。

この契約締結を証するため、本証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

以上

令和5年4月1日

委任者 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市 代表者大阪市長 松井 一郎



受任者 大阪市北区天神橋2-北2-6 大和南森町ビル9階

南森町法律事務所

弁護士 大内 純



委任契約書

(委任事項及び委任の範囲)

- 第1条 大阪市(以下「委任者」という。)は、弁護士 大内純(以下「受任者」という。)に対し、相続財産管理人選任申立の処理を委任し、受任者はこれを受任する。
- 2 委任者は、受任者に対し、被相続人を特定して個別案件に関する相続財産管理人選任申立業務を委任する。この場合、委任者は受任者に対し別に定める委任状を交付する。

(着手金の金額)

- 第2条 相続財産管理人選任申立に係る着手金は、1件につき5万円(消費税を除く。)とする。
- 2 相続財産管理人選任申立に係る着手金は、当該管理人選任通知が発せられたことをもって支払うものとする。

(着手金の支払)

- 第3条 受任者は、前条第2項により委任者に対し着手金の支払いを請求する。
- 2 委任者は、受任者から前項に係る請求があった場合、源泉徴収を行ったうえ、30日以内に受任者の指定口座に振り込む方法で支払うものとする。

(実費精算)

- 第4条 申立書貼用印紙代及び官報公告料(家事予納金が発生する場合を除く。)の実費については、受任者において立替え、前条第1項により委任者に請求し、委任者は前条第2項により受任者に支払わなければならない。
- 2 受任者は、相続財産管理人選任申立事件に係る家事予納金(官報公告料を除く。)が発生する場合、その内容を委任者に通知し、委任者は受任者に対し家事予納金を支払い、受任者において家事予納金を裁判所に納付する。
- 3 還付金が発生した場合、受任者において還付金を受領のうえ、委任者に還付金を支払う。
- 4 裁判所予納郵券代は、着手金に含むものとする。
- 5 交通費は、特別の事情により委任者が認めるものを除き支払わない。

(補則)

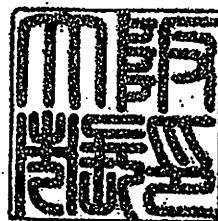
第5条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委任者と受任者が協議の上決定するものとする。

この契約締結を証するため、本証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和5年4月1日

委任者 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市 代表者大阪市長 松井 一郎



受任者 大阪市北区天神橋2-北2-6 大和南森町ビル9階

南森町法律事務所

弁護士 大内 純

